

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第37号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例（平成17年総社市条例第203号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
（占用料） 第2条 略 2 略 3 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 （占用料の算定） 第3条 占用料の算定は、次の各号による。 （1）及び（2）略 （3）1件が <u>100円</u> に満たない場合は、 <u>100円</u> とする。					（占用料） 第2条 略 2 略 3 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 （占用料の算定） 第3条 占用料の算定は、次の各号による。 （1）及び（2）略 （3）1件が <u>10円</u> に満たない場合は、 <u>10円</u> とする。				
別表（第2条関係） 占用料金額表					別表（第2条関係） 占用料金額表				
占用物件			単 位	占用料	占用物件			単 位	占用料
電柱、電線、 変圧塔、公 衆電話所、 広告塔その 他これらに	電柱	第1種電柱	1本につき1 年	<u>350円</u>	電柱、電線、 変圧塔、公 衆電話所、 広告塔その 他これらに	電柱	第1種電柱	1本につき1 年	<u>360円</u>
		第2種電柱		<u>540円</u>			第2種電柱		<u>550円</u>
		第3種電柱		<u>730円</u>			第3種電柱		<u>740円</u>
電柱、電線、 変圧塔、公 衆電話所、 広告塔その 他これらに	電話柱	第1種電話柱		320円	電柱、電線、 変圧塔、公 衆電話所、 広告塔その 他これらに	電話柱	第1種電話柱		320円
		第2種電話柱		<u>500円</u>			第2種電話柱		<u>510円</u>

改正後				改正前					
類する工作物	第3種電話柱			<u>690円</u>	類する工作物	第3種電話柱		<u>700円</u>	
	その他の柱類			32円		その他の柱類		32円	
	略					略			
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>630円</u>		変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>640円</u>
	略					略			
	広告塔		表示面積1m ² につき1年	<u>960円</u>		広告塔		表示面積1m ² につき1年	<u>1,100円</u>
その他のもの		占用面積1m ² につき1年	<u>630円</u>	その他のもの		占用面積1m ² につき1年	<u>640円</u>		
地下埋設物	水管, 下水道管, ガス管, 地下電線その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	13円	地下埋設物	水管, 下水道管, ガス管, 地下電線その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	13円
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19円			外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19円
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>28円</u>			外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>29円</u>
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		38円			外径が0.15m以上0.2m未満のもの		38円
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		57円			外径が0.2m以上0.3m未満のもの		57円
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		76円			外径が0.3m以上0.4m未満のもの		76円
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		130円			外径が0.4m以上0.7m未満のもの		130円
		外径が0.7m以上1m未満のもの		190円			外径が0.7m以上1m未満のもの		190円
		外径が1m以上のもの		380円			外径が1m以上のもの		380円
		鉄道, 軌道, 歩廊, 日よけ, 雨よけその他これらに類する施設		占用面積1m ² につき1年			<u>630円</u>		鉄道, 軌道, 歩廊, 日よけ, 雨よけその他これらに類する施設
通路その他これらに類	上空に設ける通路		占用面積1m ² につき1年	<u>480円</u>	通路その他これらに類	上空に設ける通路		<u>530円</u>	
	地下に設ける通路			<u>290円</u>		地下に設ける通路		<u>320円</u>	

改正後				改正前					
する施設	その他のもの			<u>630円</u>	する施設	その他のもの			<u>640円</u>
露店、商品 置場その他 これらに類 する施設	一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日	<u>10円</u>	露店、商品 置場その他 これらに類 する施設	一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日	<u>11円</u>
	その他のもの		占用面積1m ² につき1月	<u>96円</u>		その他のもの		占用面積1m ² につき1月	<u>110円</u>
看板、標識、 旗ざお、幕 及びアーチ	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に設ける もの	表示面積1m ² につき1月	<u>96円</u>	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に設ける もの	表示面積1m ² につき1月	<u>110円</u>	
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	<u>960円</u>		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	<u>1,100円</u>	
	標識		1本につき1 年	<u>500円</u>	標識		1本につき1 年	<u>510円</u>	
	旗ざお	一時的に設ける もの	1本につき1 日	<u>10円</u>	旗ざお	一時的に設ける もの	1本につき1 日	<u>11円</u>	
		その他のもの	1本につき1 月	<u>96円</u>		その他のもの	1本につき1 月	<u>110円</u>	
	幕（工事用 施設である ものを除 く。）	一時的に設ける もの	その面積1m ² につき1日	<u>10円</u>	幕（工事用 施設である ものを除 く。）	一時的に設ける もの	その面積1m ² につき1日	<u>11円</u>	
		その他のもの	その面積1m ² につき1月	<u>96円</u>		その他のもの	その面積1m ² につき1月	<u>110円</u>	
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1 月	<u>960円</u>	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1 月	<u>1,100円</u>	
その他のもの			<u>480円</u>	その他のもの			<u>530円</u>		
太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1m ² につき1年	<u>630円</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1m ² につき1年	<u>640円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料			占用面積1m ² につき1月	<u>96円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料			占用面積1m ² につき1月	<u>110円</u>
耐火建築物、工事期間中の仮設店舗その他の 仮設建築物				<u>63円</u>	耐火建築物、工事期間中の仮設店舗その他の 仮設建築物				<u>64円</u>
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条及び別表の改正は、令和2年4月1日から施行する。